

家畜衛生情報

つばき



季刊 第132号
令和2年 夏号



椿
(香妃)

目次

- P 2…家畜伝染病発生状況
- P 3…家畜伝染病予防法が改正されました
- P 4…家畜改良増殖法が改正されました
- P 5…母牛のタンパク質（CP）摂取量は足りてますか？
- P 6…県外導入牛（繁殖用）のヨーネ病検査をお願いします
バイオセーフティの取組について

長崎県五島家畜保健衛生所
(五島振興局農林水産部家畜衛生課)

〒853-0031

長崎県五島市吉久木町725-3

TEL (0959)72-3379

FAX (0959)72-1023

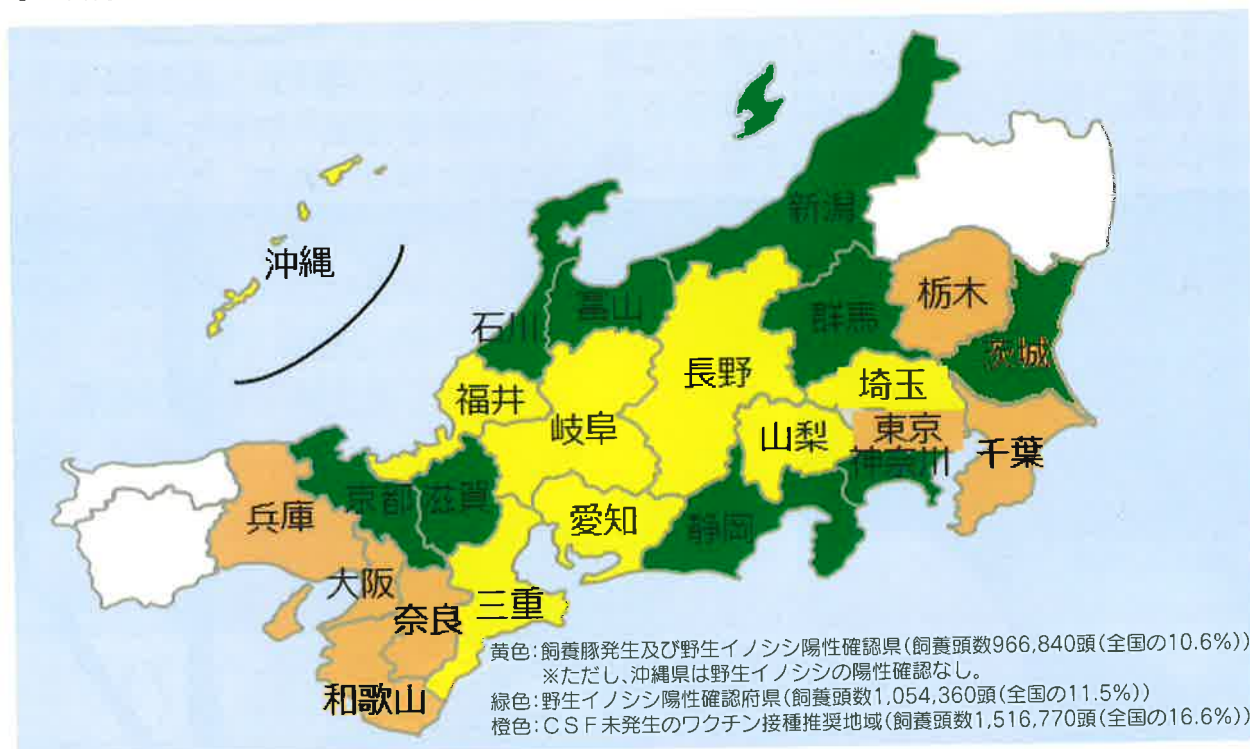
E-mail s12230@pref.nagasaki.lg.jp



家畜伝染病発生状況

【CSF (豚熱)】

養豚場での発生は、3月に沖縄県で58例目の発生以降確認されていませんが、野生いのししの陽性事例は、新たに茨城県、神奈川県、新潟県、京都府でも確認され、広がりつつあります。



引用: 農林水産省HP

【ASF (アフリカ豚熱)】

国内での発生は無いものの、アジア各国では依然としてASFに罹患した豚の報告がされており、日本への侵入リスクが高い状況が続いています。

- 新型コロナウイルス感染症による渡航制限の緩和と夏季休暇開始により、国内外での人の移動が徐々に増加することが見込まれるなど、家畜伝染病発生のリスクは依然高い状態にあると考えられます。
- CSFは人には感染しませんが、靴等に感染いのししの糞が付着すれば、人がウイルスを運んでしまう可能性があります。
- 豚の飼養者におかれましては、野生いのししのCSF感染が確認されている地域への訪問は控えていただきますようお願いいたします。
- また、家畜伝染病が発生している国への渡航について、改めて自粛をお願いします。
- なお、家畜伝染病が発生している地域からの肉製品の持ち込みは禁止されています。特に外国人労働者を雇っている飼養者におかれましては、ご注意ください。
- 農場において、畜舎に出入りする際の衣服や靴等の消毒及び衛生管理区域内に立ち入りする車両等の消毒を、引き続きお願いします。
- 毎日の健康観察をするとともに、CSF、ASF、口蹄疫の特定症状等を発見した際には、速やかに家畜保健衛生所へご連絡ください。

家畜伝染病予防法が改正されました

令和2年7月1日施行（一部、猶予期間が設定）

国内でのCSFの発生及び海外でのASFの発生状況等を鑑み、家畜伝染病予防法の一部が改正されました。

今回の改正では、飼養衛生管理や水際防疫に関する強化などが盛り込まれています。また、家畜伝染病予防法の改正にあわせて、飼養衛生管理基準についても改正されました。

主な改正内容は下記のとおりです。



家伝法の主な改正内容

○飼養衛生管理基準遵守に関する強化

- 飼養衛生管理区域に入る者及び汚染された畜舎・倉庫等から出る者のみに課せられていた**消毒義務**が、当該施設どちらも**出入りする者に課すよう措置**
- 飼養衛生管理区域ごとに飼養衛生管理に係る**責任者の選任を新設**
- 飼養衛生管理に関する**罰則が強化**（命令拒否の場合、**罰金30万円⇒100万円**）

○野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止の強化

- 野生動物で悪性伝染性疾病の感染が発見された場合でも、**発見場所等の消毒**、周辺農場等での**家畜の移動制限**、飼料業者・運送業者等の**倉庫・車両の消毒**など病原体拡散防止措置が実施できるように強化

○予防的殺処分の対象疾病の拡大

- 予防的殺処分の対象疾病に**ASFが追加**
- 野生動物で口蹄疫やASFの感染が発見された場合も、**予防的殺処分が可能になるよう対応**

○水際防疫のための家畜防疫官の権限と罰則の強化

- 出入国者の携帯品の畜産物（肉・肉製品）の有無を、**家畜防疫官が質問・検査できる**ようになり、**違反畜産物の廃棄が可能**となるよう権限強化
- 輸出入検疫に関する**罰則を強化**（輸出入検査を受けない場合、**罰金100万円⇒300万円（個人）、5,000万円（法人）**）

飼養衛生管理基準の主な改正内容

- ① 飼養衛生管理**マニュアルの作成**と従業員及び関係者への**周知徹底**
- ② **野生動物侵入**防護柵、防鳥ネットの設置
- ③ **エコフィード（食品循環資源）**の加熱の厳格化（豚）
- ④ 豚舎出入りの**消毒、衣服着替えの徹底**（豚）

施行時期 ①豚：令和3年4月 豚以外：令和4年2月 ②令和3年11月

③令和3年4月 ④令和2年7月

家畜改良増殖法が改正されました

家畜の改良増殖を継続的・効果的に促進するため、家畜人工授精用精液・受精卵の適正な生産・流通・利用を確保する必要があるとして、令和2年4月27日に家畜改良増殖法の一部が改正されました。

改正の概要

○家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止（第12条第2項）

家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止（第14条第3項）

家畜人工授精所を開設しなければ、家畜人工授精用精液や受精卵を保存したり他の人に譲渡したりすることはできません。自分の家畜に授精（移植）する目的の場合は、家畜人工授精用精液等の保存は可能です。

○家畜人工授精用精液・受精卵のうち経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを「特定家畜人工授精用精液等」として農林水産大臣が指定（第32条の2）

「特定家畜人工授精用精液等」とは、和牛の家畜人工授精用精液等が想定されています。

○「特定家畜人工授精用精液等」を封入する容器（ストロー）への種畜の名称等の表示義務（第32条の4）

ストローへの表示は、種畜の名称や採取年月日などが想定されています。

○「特定家畜人工授精用精液等」の譲渡等（在庫管理）を記録する帳簿の作成・保存の義務（第32条の5）

「特定家畜人工授精用精液等」については、譲渡や廃棄又や亡失した際は、速やかに譲渡等記録簿に記録し、10年間保存が必要になります。

○家畜人工授精所における家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況の定期報告（第34条第3項）

・定期報告については、毎年県への報告が必要になります。

施行期日

令和2年10月1日施行予定です。
詳細が判明しだい、関係者へ周知します。

母牛のタンパク質(CP) 摂取量は足りていますか?

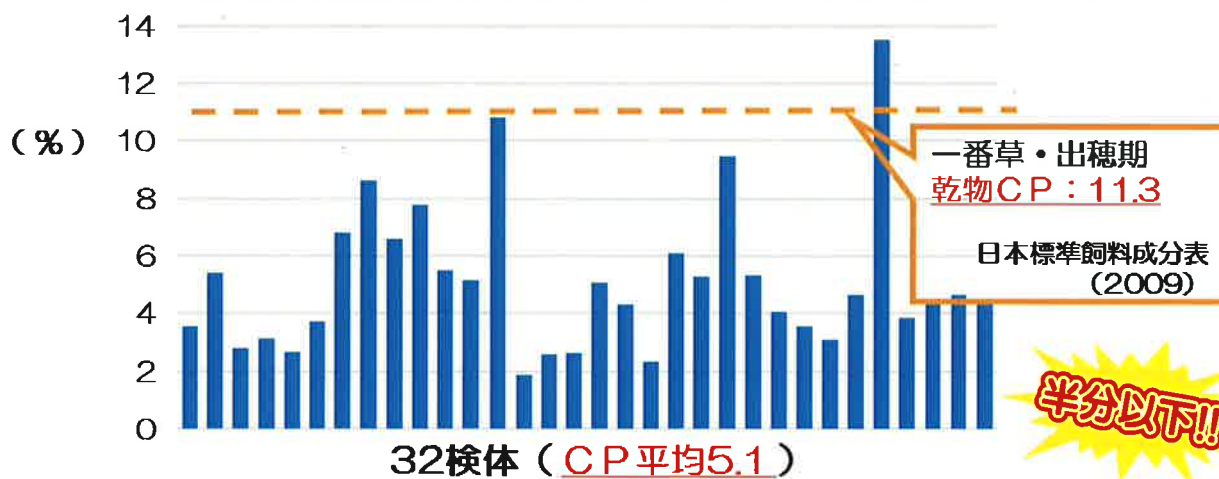


下の表のように、五島管内における自給飼料は粗タンパク質(CP)含量が低い傾向にあることがわかりました。

母牛のCP摂取量が不足すると・・・

- ・ 卵巣静止等の繁殖障害を引き起こす
- ・ 胸腺 (子牛の免疫を担う器官) の発達に悪影響 (特に妊娠末期の母牛のCP摂取量が影響)

五島管内自給飼料 (イタリアン) のタンパク値 (H25-30)



➡ タンパク値が低い

飼料計算シート (例)

妊娠末期 (2ヶ月)	体重	450	kg
WDS			kg
青飼			kg
乾草・サイレージ			kg
配合			kg
全			kg
全			kg
全			kg
合計		0.0	kg

	粗タンパク (%)	TDN (%)	CP (%)
充足率	0 %	0 %	0 %
	7.04	3.85	0.69
	0.00	0.00	0.00



農場で繁殖成績等に問題がある場合、母牛のCP摂取不足の可能性がります。
当所にご相談いただければ、血液検査による栄養状態測定や飼料計算を行いますので、ご連絡ください。

県外導入牛（繁殖用）の ヨーネ病検査をお願いします

ヨーネ病は、ヨーネ菌の感染により発症し、難治性の下痢等を呈し衰弱死をもたらす**法定伝染病**です。本病に対する有効なワクチンや治療法は無く、家畜伝染病予防法において、患畜の殺処分等の対応が必要になります。

現在、全国で発生が確認されており、ひとたび農場に侵入すると、**清浄化に長期間を要する非常に厄介な疾病**です。

本県では、県外からのヨーネ病の侵入を防止するため、長崎県ヨーネ病防疫対策要領に基づき、**県外導入牛のヨーネ病検査を実施しています**。県外から牛を導入する場合には、**事前に当所に連絡をお願いします**。また、陰性であることを確認するまでは、他の牛と接触しないように隔離等の対策もお願いします。

<令和元年次 ヨーネ病発生件数(全国)>
380戸 1,066頭



削腹した発症牛

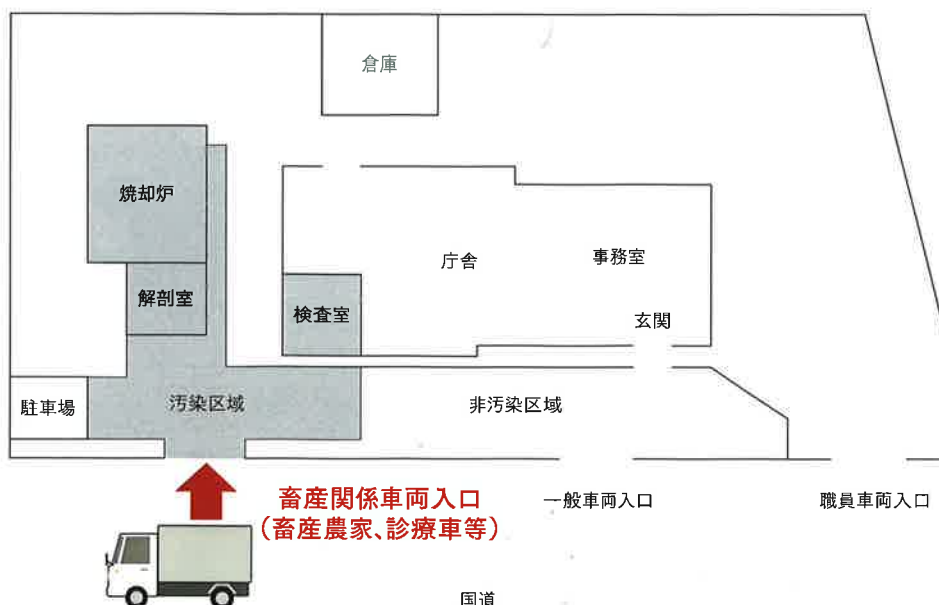
出典：農研機構 動物衛生研究部門HP

バイオセーフティの取組について

家畜保健衛生所では、病性鑑定材料の受入れ・検査や農場への立入等を実施していますが、所内における病原体拡散防止への取組を実施しています。

所内は汚染区域と非汚染区域に分けており、畜産関係車両専用入口を設けています。病性鑑定材料搬入時等は専用入口から車両を入場くださいますようお願いいたします。

五島家畜保健衛生所見取り図



畜産関係車両入口
(フェンスに案内設置)